

告 示

埼玉県告示第五百八十三号

令和元年台風第十九号による災害に関し、令和元年十月十二日から春日部市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、桶川市、八潮市及びふじみ野市の区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助を実施する。

令和元年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕